

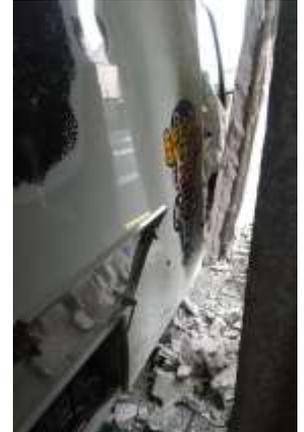
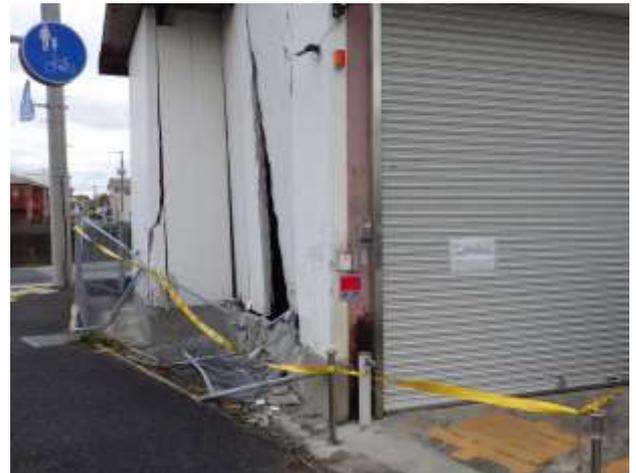
議案第57号関連資料

茶園場倉庫自家用車衝突事故に係る損害賠償請求の訴えの提起について

本年3月に本市所有の茶園場倉庫において発生した自家用車衝突事故により、同倉庫の外壁等が激しく損傷しました。相手方に対し、損害賠償金の請求に向けて対応してまいりましたが、誠意ある対応が見られなかったため、下記のとおり訴えの提起について提案いたします。

1 交通事故の概要

(1)発生日時	令和7年3月3日午前3時31分ころ
(2)発生場所	茶園場倉庫(明石市茶園場町4番17号)及びその周辺道路
(3)事故内容	加害者が飲酒運転をして車のハンドル操作を誤り、市が管理する道路の縁石に接触後、市が管理する茶園場倉庫に衝突した。



## 2 請求の要旨

### (1)相手方

横浜市在住の個人(事故当時は姫路市在住)

### (2)請求額

①損害賠償金5,253,408円

(損害賠償金の内訳)

名称	金額
茶園場倉庫解体工事費用	1,265,000円
茶園場倉庫外壁等復旧修繕費用	3,655,740円
セコム付替工事費用	154,600円
移動図書館車修繕費用	95,568円
道路修繕工事費用	82,500円
合計	5,253,408円

② ①に対する令和7年3月3日から支払済みまで年3%の割合による遅延損害金

## 3 事故に対する本市の対応

- ・ 3月3日に飲酒運転により、茶園場倉庫壁面南側に自家用車が衝突する事故が発生(事故当時、相手方は、車両の任意保険に未加入状態)
- ・ 崩落防止対策及び危険箇所の解体等の応急措置を速やかに実施
- ・ 市との面談予定の多くを無断欠席しており、面談に至った回数は2回のみ(面談時には、保有財産の状況等を聴取したほか、弁済の誓約書を受取)
- ・ 市からの架電にほとんど応じない一方で、市に連絡なく横浜市に転出
- ・ 同倉庫壁面等は9月中旬に復旧する見込み

## 4 今後の予定

訴えの提起及び相手方への損害賠償金の請求の後、進捗に応じて、公益社団法人全国市有物件災害共済会に対し、建物総合損害共済保険の給付に係る手続きを実施していく予定です。

月日	内容
9月30日	本会議にて議決(予定)
10月頃	神戸地方裁判所へ訴訟提起

## 5 その他

茶園場倉庫内に停車していた移動図書館車については、船上浄化センター敷地内を臨時駐車場とすることで、定期巡回の事業を継続しています。